

令和8年 第5回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年6月26日（金） 15時30分 から 17時00分

2. 開催場所 東神楽町複合施設はなのわ2階201会議室

3. 出席委員 11名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した
農地等の利用状況報告について

第4 報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等
促進計画の要請及び認可公告について

第8 議案第4号 あっせん委員の指名について

第9 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

主査 河内 大輝

開会

事務局長	本日、北山委員より所用のため欠席の報告をいただいています。 ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達していますので令和8年東神楽町農業委員会第5回総会を開会いたします。 東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。 今日は4番目になります。私に続いて朗読願います。 ひとつ、農業委員会は、豊かで活力ある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。 ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--

あいさつ

会長	皆さんこんにちは。東神楽町農業委員会第5回通算763回の総会にあたりまして、ご挨拶させていただきます。本日は、6月種蒔き等終わっていると思いますが、忙しい中11名の委員さんの出席を賜りまして誠にありがとうございました。 6月1日から3日まで東京で全国農業委員会会長大会に出席させていただきました、国会議員の東さん、東野さん、鈴木宗男さん等に要請活動を行い、また懇親会にも出席していただきましたので、その時にお話ししたことを少し話したいと思います。 まず皆さんが気になっている水活につきましては、来週の月曜日29日に説明会があるようですが、まだ大枠しか決まっていないため、説明会の中で意見徴収しながら決めていくようで、7月いっぱいかかるかなと思っています。皆さんの営農の関係、種の注文とか来年度の作付けに影響してくるかなと少し不安はありました。あともう一つは備蓄米の関係で、皆さんご存じの通り令和8年で20万トン超強の部分の備蓄米を買入をすることが決まりまして、ホクレンさんの買入価格が21000円弱で決まりました。この備蓄米の価格を基準に、今年の米のホクレンが示す価格がプラス数千円で落ち着くのかなと思っています。 本日6月総会の議案数は多いですが、皆様の慎重審議の中で決定していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。以上です。
----	---

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、3番蒔田委員、4番野々瀬委員よりお願いいたします。
----	---

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして、日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より報告願います。
河内主査	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。 4月28日、農業委員候補者評価委員会に島田会長と伴野代理が出席されております。 6月は全て島田会長が出席された会議や研修会となります。

	1 日から 3 日まで、東京都や埼玉県で開催、実施された全国会長大会及び上川地方連農業事情視察研修、17 日、第 2 回町議会定例会、19 日、東神楽町農畜産物処理加工施設並びに物産展示館運営委員会、24 日、旭川市で開催された大雪土地改良区合併記念式、昨日 25 日、札幌市で開催された北海道農業会議総会に出席いただいております。以上です。
会長	ありがとうございました。

【報告】農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について

会長	続きまして、日程第 3 報告第 2 号、農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について事務局より説明お願いいたします。
河内主査	はい。ご存知のとおり、東神楽町において解除条件付き賃貸を適用しているのは〇〇 1 件です。報告書類を確認しましたが、前年度から変更された点もなく収量も安定しており、利用状況としては特段問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	ありがとうございました。この件に関しましては、皆さんもご存じの通り毎回農地パトロールでお邪魔してるところでございます。議案終了後その他事項での皆さんとの相談ということで、よろしくお願いいたします。

【報告】農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして、日程第 4 報告第 3 号、農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について事務局より説明お願いいたします。
河内主査	はい。今回は 5 件あがってきております。 16 番、〇〇ですが、昨年度の畑地化事業により農地は畑のみとなっております。 17 番、〇〇は空港奥の千代ヶ岡に近い場所で 7.5 町の畑を耕作しております。構成員及び役員がそれぞれ 2 名減となっておりますが、経営面積や売上に大きな変化はありません。 18 番、〇〇、19 番、〇〇、20 番、〇〇につきましても前年度より大きな変更はありません。 〇〇は、高台の回生苑前で 3 町の田を、〇〇は〇〇宅の上で 1 町、志比内墓地の奥で 2.5 町の畑を耕作されております。 5 件いずれも農地法第 2 条第 3 項及び第 4 項の要件を満たしていることを報告いたします。 以上です。
会長	ありがとうございました。

【議案】農地法第 18 条第 6 項の規定による通知

会長	続きまして、日程第 5 議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局より説明願います。
----	--

河内主査	はい。今回の4件はいずれも売買のための合意解約となっております。 再度確認しますが、公社経由以前の集積計画では、賃貸の借り手がそのまま買い手となる場合は解約の手続きを取っておりませんでした。公社経由後は、一度、公社が所有者となるため、例えば賃貸の借り手が買い手となる場合でも合意解約の手続きを踏むこととなります。 まず、2番から5番まで説明します。 2番、貸主〇〇さん、借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積11,766㎡。解約成立日4月15日。土地引渡日4月30日。令和5年2月28日から10年間の期間で締結された集積計画を合意解約するものです。 3番、貸主〇〇さん、借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他3筆。総面積45,167㎡。解約成立日4月15日。土地引渡日4月30日。令和7年3月1日から3年間の期間で締結された集積計画を合意解約するものです。 4番5番は公社経由の促進計画のため番号が2つ付きます。貸主〇〇さん、借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他7筆。総面積40,069㎡。解約成立日6月15日。土地引渡日6月30日。令和8年4月15日から1年間の期間で締結された促進計画を合意解約するものです。以上です。
会長	6番7番につきまして、会議規定15条により〇〇委員の退席を求めます。
河内主査	6番7番、貸主〇〇さん、借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積1,021㎡。解約成立日6月15日。土地引渡日6月30日。こちらも令和8年4月15日から1年間の期間で締結された促進計画を合意解約するものです。 以上です。
会長	ありがとうございました。以上農地法第18条第6項にかかる許可を要しないことが確認されたため適用な解約といたします。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして、日程第6議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
河内主査	はい。期間の定めのない親子間の使用貸借1件となります。貸主〇〇さん、借主〇〇さん。所在〇〇、地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積4,462㎡。借主の経営状況などは記載のとおりです。農地は稲荷神社の横になります。昨年まで〇〇の〇〇さんが賃貸により耕作されておりましたが、地元で営農したいということで〇〇へ戻られました。〇〇さんは令和2年に経営継承されており、この農地以外の全農地で使用貸借を結んでおります。以上です。
会長	ありがとうございました。担当伴野竜太委員お願いいたします
伴野竜太委員	ただいま事務局から説明があったとおりでございます。今回の案件は親子間の使用貸借で、今までは〇〇さんより〇〇さんへ賃貸しておりましたが、賃貸契約満了に伴い〇〇さんが地元へ帰られたことで、今回息子さんである〇〇さんが親子間での使用貸借を結んだこととなります。問題ないとは思いますが、慎重審議よろしくお願いたします。
会長	ただいま担当委員より説明がありましたが、こちらの案件につきまして皆様からのご意見ご質問等ございませんか。
会長	〇〇さんは地元へ帰ってから農業をやる意思を持たれてるのですか。

河内主査	はい。東神楽の耕作証明を持っていきました。
会長	こちらの耕作証明を持っていれば農業の実績として、地元もしくは他県に行った場合、農業委員会を通して農地が借りやすくなるというか許可が下りやすくなるということですか。 わかりました。他に何か質問等ございませんか。
伴野代理	このようなケースがあると新規就農者への農地の賃貸・売買は慎重にならざるを得ない。
伊藤委員	〇〇さんは息子さんに農業をさせるための基盤を作ろうとしていたが息子さんにその気がないようだった。
会長	これは本人から聞いた話で、一昨年の営農を終えた時点で井戸が枯れてしまったと聞いている。井戸を掘るにもかなりの負担になるため地元へ帰ることにしたようです。
会長	他に何かありませんか。それでは決定いたします。

【議案】農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について

会長	続きまして、日程第5議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について、事務局より説明願います。 所有権移転に関しては、1件ずつ審議いたします。ただ過去に説明があったものに関しては、説明を省かせていただき新規のみとさせていただきます。よろしく願いいたします。 それでは、7番からお願いいたします。
河内主査	はい。今回は売買による所有権移転が6件、賃貸借による利用権設定が15件です。 7番と8番は5年貸付タイプによる売買です。7番、所有権の移転をする者、〇〇さん。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか9筆。総面積25,578㎡。反当価格は300,000円で売買価格は6,246,000円。対価の支払期限8月14日。こちら農地売買等事業による公社買入となっております。5年の貸付を経た後に公社から買い取りする法人は、賃貸で耕作しております〇〇です。以上です。
会長	担当安藤委員お願いいたします。
安藤委員	事務局から説明があったとおりでございます。場所ですが、先ほど出てきた稲荷神社の近くで、地図の曲がった道路は空港に上がる道路です。〇〇さんは高齢のため農地を売りたいと相談を受け、現在耕作している〇〇さんをお願いしたところ快く引き受けていただきました。反当価格300,000円、相場が270,000円から300,000円で動いておりますので、条件が良いところとご本人から言っていただき、300,000円とさせていただきます。〇〇さんは、ご兄弟3人目を迎え入れられて労働力も万全で、特に問題はないと考えております。問題はないかと思いますが、慎重審議よろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員から説明がありましたが、こちらの案件につきまして皆様からご質問ご意見はございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして8番お願いいたします。

河内主査	8 番。所有権の移転をする者、〇〇さん。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他 15 筆。総面積 42,132.97 m²。反当価格は 200,000 円を基準に条件により 17 万円や 18 万円で売買価格は 6,802,000 円。対価の支払期限は 9 月 14 日となっております。こちらも農地売買等事業による公社買入となっております。5 年の貸付を経た後に公社から買い取りする方は、賃貸で耕作しております〇〇さんです。以上です。
会長	ありがとうございます。担当蒔田委員お願いいたします。
蒔田委員	ただいま事務局から説明があったとおりでございます。補足させていただきますと、吉田道枝さんの土地ですが、〇〇さんがご高齢なため息子さんの〇〇さんからお話しがきております。図面を見ていただきますと右側の三角形のところが国営で工事が終わっているところです。ずっと親戚である〇〇さんが賃貸されていました。今回の売買につきましても、〇〇さんなら間違いないですし、左側の道路挟んで反対側はこれから国営の工事を予定しています。今回の売買価格につきましては、昔から基盤整備が行われたことがない土地で、小さい田んぼばかりになります。形もとても歪で〇〇-〇〇の上は作付出来なくて、耕作されていないところが一部あり、ぬかるみもあり酷い状態です。200,000 円でつけさせていただいているところは相場の上限です。その理由は、ほぼ 4 枚 5 枚の田落としではありますが、一番上の田んぼは昔から作られていて、ご親戚で仲良くされている経緯もありまして、微々たるところではございますが 1 枚目だけは 200,000 円をつけさせていただきました。田落としの部分は 180,000 円、形が歪で堤さんからも管理が大変と以前から言われていた部分は、〇〇さんにも配慮させていただいて、一番低くても 170,000 円の設定で売買を進めさせていただいたところ、快くご了解いただきましたので、この価格に決めさせていただきました。慎重審議よろしくをお願いいたします。
会長	ただいま担当委員から説明がありましたが、この案件につきまして皆様からご意見ご質問はございませんか。
伊藤委員	図面を見ますと、橋の手前の〇〇-〇〇だけ抜けているのは、どうしてですか。
河内主査	所有者が違うためです。〇〇さんが所有していた土地を〇〇さんが既に購入されています。
蒔田委員	もう一つ宅地周りについてお話しさせていただきますと、〇〇さんの真ん中の三角の部分が今は畑で使用されていますが、そこが水田になります。今後国営の工事で畑寄せするような形です。建物が無ければ畑寄せができるので、国営で処理することで形を綺麗にする話になっております。
会長	他にございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
	よろしいですか。それでは 8 番決定いたします。 続きまして、9 番 10 番ですが会議規定 15 条により〇〇委員の退室をお願いいたします。それでは、9 番 10 番事務局から説明お願いいたします。
河内主査	9 番 10 番は即買いによる売買です。所有権の移転をする者、〇〇さん。所有権の移転を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積 1,021 m²。反当価格は 170,000 円で売買価格は 156,000 円。対価の支払期限は、〇〇さんから公社が 8 月 20 日、公社から〇〇さんが 9 月 4 日となっております。〇〇さんの農地を〇〇さんと〇〇さんに分けて売買する理由ですが、図面を見ていただければ分かると思います。昨年国営工事が終了し、この筆のみが〇〇さんの圃場になったためです。以上です。

会長	担当伴野代理お願いいたします。
伴野代理	ただいま事務局から説明があったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、先程蒔田委員より説明があったとおりでございます。今回国営に関しまして、工事の設計後がこのような感じになることで、〇〇さんの分、〇〇さんの分と分けての売買となりました。反当価格につきましては、先程蒔田委員から説明があったとおりで、両方に合わせる形で 170,000 円で設定させていただきました。問題はないと思いますが、慎重審議よろしくをお願いいたします。
会長	ありがとうございました。ただいま担当委員から説明がありましたが、こちらの案件に関しまして皆様からご質問ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	続きまして、11番事務局から説明をお願いいたします。
河内主査	11番から13番は、5年の貸付期間が終了するため公社から買い取る内容となっております。金融機関における融資の手続きに時間を要することや、確定している内容であるため、例年、この時期にあげております。確定している内容のため事務局説明のみとさせていただきます 11番。所有権の移転をする者、北海道農業公社。所有権の移転を受ける者、〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他3筆。総面積 38,896 m²。反当価格は田が 450,000 円、畑が 225,000 円で売買価格は 16,470,000 円。対価の支払期限は令和9年1月27日。3件いずれも農地保有合理化事業による公社売渡となります。元の所有者は〇〇さんです。 12番。所有権の移転をする者、北海道農業公社。所有権の移転を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他10筆。総面積 87,789 m²。反当価格は田が 200,000 円、畑が 100,000 円で売買価格は 14,070,000 円。対価の支払期限は令和9年1月27日。元の所有者は〇〇さんです。 13番・所有権の移転をする者、北海道農業公社。所有権の移転を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他1筆。総面積 39,705 m²。反当価格は 450,000 円で売買価格は 16,630,000 円。対価の支払期限は令和9年2月27日。元の所有者は〇〇さんと〇〇さんです。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいま3件ほど事務局から説明がございましたが、この説明に関しましては、過去に公社買入協議の際に説明した案件でありまして、こちらの案件につきまして皆様からご意見、もしくはもう一度説明をお願いしたい等何かございますでしょうか。 特に無ければ3件とも決定しますが、よろしいでしょうか。
各委員	(ありませんとの声)
	それでは3件とも決定いたします。 続きまして、利用権の設定関係を事務局をお願いいたします。
河内主査	14番から16番は、貸付タイプの売買で、所有者から公社への売買が成立したため、買い手が公社から5年間の一時貸付を受ける内容となっております。公社への売買について審議した際に詳細の説明を行っておりますので、概略の説明のみとさせていただきます。 14番。元の所有者は〇〇の〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。貸付料は売買代金の1パーセント20,700円となっております。 15番。元の所有者は〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇さんです。 16番。元の所有者は〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇さん。以上です。

会長	ありがとうございます。こちらの3件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。よろしいですか。
各委員	(ありませんとの声)
	それでは14番、15番、16番に関しましては決定いたします。 次は国営関係になりますね。17番から28番まで一括して事務局より説明お願いいたします。
河内主査	17番から28番までの6件は、高台地区の国営工事が昨年終了したことにより必要な賃貸借となります。国営工事に係る賃貸も事務局の説明のみとさせていただきます。 ここからは特に図面を見ていただければと思います。 換地終了まで10年はかかる見込みということで、基本的に10年契約となっております。 17番18番。〇〇さんと〇〇さんは元々賃貸借を結んでおりました。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」他4筆。総面積34,475㎡。反当価格は従来の賃貸借と同様12,000円で賃借料は334,600円。利用権の設定期間も従来通り10年となっております。 19番20番。〇〇さんの土地に〇〇さんの圃場がかかったものです。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積12,175㎡。反当価格は7,000円で賃借料は30,600円。利用権の設定期間は1年となっております。反当価格ですが、従来、〇〇さんと〇〇さんとの間で7,000円にしていたため同額としております。期間を1年にした理由は今シーズン終了後に〇〇さんと〇〇さんとの間で売買を予定しているためです。 21番22番。〇〇さんの土地に〇〇さんの圃場がかかったものです。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積11,207㎡。反当価格は7,000円で賃借料は39,000円。利用権の設定期間は10年となっております。 3番24番。〇〇さんの土地に〇〇さんの圃場がかかったものです。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積4,112㎡。反当価格は10,000円で賃借料は13,200円。利用権の設定期間は10年となっております。反当価格ですが、直近において〇〇さんと〇〇さんとの間で10,000円にしていたため同額としております。 25番26番。〇〇さんの土地に〇〇さんの圃場がかかったものです。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積4,219㎡。反当価格は10,000円で賃借料は20,500円。利用権の設定期間は10年となっております。以上です。 27番28番。〇〇さんの土地に〇〇さんの圃場がかかったものです。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他1筆。総面積7,859㎡。反当価格は10,000円で賃借料は29,500円。利用権の設定期間は10年となっております。ここまでで一旦ご審議をよろしく申し上げます。
会長	ただいま事務局より説明がありました、高台の国営工事に絡む賃貸の貸し替えという形になります。28番まで大きく6つの案件になっていますが、こちらに関しまして皆様からご質問等ございませんか。

伊藤委員	少しわかりづらいですが、傾斜に向かって縦長だった田んぼを等高線に沿って国営工事が行われるので、貸し替えが必要なほ場ばかりで、賃貸がこれから毎年出てきます。賃貸借の期間は換地を見込んで10年を設定しています。
会長	10年後に換地ということは、旭東の高台地区は9年で工事完了ということになりますか。
伊藤委員	計画では旭東地区の東神楽エリア全域で8年くらいでしたね。
会長	それでは伊藤委員の補足説明もありましたが、全体を通して28番までで他に何かありませんか。
熊谷局長	10年賃貸になっている方が多いですが、固定資産税の優遇を受けられる方はこの中にいませんか。農地全部を10年間以上の期間で公社に貸し付けると固定資産税の優遇を受けられるケースがあります。
河内主査	〇〇さんが該当する可能性があります。
会長	〇〇さんは。
河内主査	〇〇さんと〇〇さんの間で、元々の契約期間が何年か確認しなければいけないですね。
会長	この件に関し他に何かございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	よろしいですか。28番まで決定いたします。それでは38番まで一括して事務局から説明お願いいたします。
河内主査	続きまして29番から40番までの6件は志比内地区で〇〇さんから所有権が移転したことに伴い発生した賃貸借となります。 志比内地区は2年後に換地が終了しますので、賃貸期間はいずれも2年となっております。 29番30番。従来、〇〇さんと〇〇さんとで結ばれていたものが、〇〇に変わったものとなります。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他19筆。総面積28,522.27㎡。反当価格は10,000円で賃借料は158,300円となっております。 31番32番。従来、〇〇さんと〇〇さんとで結ばれていたものが、〇〇に変わったものとなります。利用権の設定をする者、〇〇。利用権の設定を受ける者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積6,576㎡。反当価格は10,000円で賃借料は29,000円となっております。 33番34番。従来、〇〇さんと〇〇さんとで結ばれていたものが、〇〇に変わったものとなります。利用権の設定をする者、〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積9,247㎡。反当価格は10,000円で賃借料は80,200円となっております。 35番36番。こちらは昨年まで〇〇さんが耕作していた圃場が本年より〇〇に変わったところです。現況地目は工事が終わって田となっておりますが、工事前は宅地と畑であったため売買せず所有は〇〇さんのままとなっているため賃貸借契約が必要となります。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他1筆。総面積2,187.25㎡。反当価格は10,000円で賃借料は13,800円となっております。 37番38番。こちらは〇〇さんの田を〇〇が購入された土地ですが、〇〇さんの畑が寄せられて一時利用指定を受けているため賃貸借契約を結ぶものです。利用権の設定をする者、〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」他2筆。反当価

	格は田の半額の 5,000 円で賃借料は 22,000 円。となっております。一旦ここまででお願いいたします。
会長	ただいま事務局から、志比内関係、志比内国営関係に絡む売買による貸し替えの関係で 38 番までの説明がありましたが、何かご質問ご意見ございませんか。
伊藤委員	37 番 38 番の畑が〇〇さんになっているのは、実際本人は貸したいが残ってしまっただけです。〇〇が借りてくれなかった。農業を辞める方の農地を受けられない。本人が畑を家庭菜園で利用してくれるといいですが、利用しないまま誰も何も作らないというのは、これは志比内地区で解決しなければならない課題として、継続して受け手を探す努力をしなければいけないと思います。
会長	私も同意見でした。37、38 番について議案打ち合わせの時にも、〇〇さんが耕作出来る状態では無いのに、形式上ですが、〇〇が所有している農地を〇〇さんに賃貸する形になっています。本当なら〇〇に何か作付けしてもらうことが出来れば、この賃貸は必要なくなると思います。
熊谷局長	換地後に、ここに〇〇さんの畑が 4 反くらい集まります。換地後の形ができていて、その畑については誰も受け手がいなかった状態です。 先程の 35、36 番で〇〇さんは水張がかかる宅地と畑を貸してお金をもらいますとしているので、〇〇さんの受け手の見つからなかった畑について借りない訳にはいかなかったということもあります。
伊藤委員	〇〇さんの方が支払う金額は多いですか。
熊谷局長	払う分は少し多いです。この他に〇〇さんは畑を 3 反くらい持っていて、これは〇〇さんに貸しているところがあります。そこを含めれば、〇〇さんはマイナスにはなっていません。 換地が終わって、4 反そこに集まった時に、もう一度誰か受け手がいないのか考えなければならぬと思っています。
会長	少し疑問は残りますが、2 年後の換地によってこの畑の受け手が見つかるように利用調整を継続して行うことで以上決定してもよろしいでしょうか。
各委員	(異議ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。 続きまして、39 番 40 番ですが会議規定 15 条により〇〇委員の退席を求めます。
河内主査	39 番 40 番。こちらは、〇〇さんが耕作していた 2 つの圃場がそれぞれ〇〇さんと〇〇さんに変ったため賃貸借契約を結ぶものです。利用権の設定をする者、〇〇さん。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」他 1 筆。総面積 14,123 m ² 。反当価格は 10,000 円で賃借料は 76,100 円となっております。以上です。
会長	こちらの案件ですけど、今説明があった通りですが、皆様の方から何かございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	こちら決定いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第 8 議案第 4 号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
----	--

河内主査	はい。申し出のありました2件について説明いたします。 3番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積1,861㎡となっております。 4番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積41,351㎡となっております。 いずれも農振農用地区域内で、申し出の理由は売買です。以上です。
会長	ただいま説明がありました。それでは、あっせん委員の指名につきましては、会長一任でよろしいでしょうか。 3番、伴野代理、伊藤委員、地区担当の西村委員 4番、伴野代理、伊藤委員、蒔田委員以上よろしく願いいたします。

【その他】

会長	続きまして、日程第9その他についてお願いいたします。
事務局	①7月総会の日程について ②「全国農業新聞」の購読継続の意思確認について